

## 平成30年第6回見附市教育委員会定例会議事録

○招集日時 平成30年10月1日(月) 14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第55号 見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の  
制定について

○出席者(5名)

教 育 長	長 谷 川 浩 司
委 員	小 林 弘 武
委 員	武 田 一 夫
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 藤 義 章

○事務局出席者

教育部長兼こども課長	長 谷 川 仁
教育総務課長	吉 原 雅 之
学校教育課長	阿 部 桂 介
まちづくり課長	曾 我 元
教育総務課長補佐	湊 屋 一 樹
こども課長補佐	高 藤 英 紀
教育総務課副主幹	小 此 鬼 明

14時00分開会

教 育 長

只今より、平成30年第6回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議は、通常9月に招集するものでありますが、諸般の事情から、見附市教育委員会会議規則第4条第2項ただし書きの規定により、本日、招集させていただいたものであります。

それでは、これより会議を開きます。

現在の出席者5人全員でございます。

教 育 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により齋藤委員を指名します。

教 育 長

日程第2 報告事項、報告1. 9月市議会定例会について、を教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

先の9月市議会定例会において、齋藤 義章 教育委員が、議会の同意を得て、再任されましたことをご報告いたします。

教 育 長

それでは 齋藤委員からご挨拶をいただきたいと思います。

齋 藤 委 員

— 齋藤委員再任のあいさつ —

教 育 長

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

次に移ります。

報告 2. 9月市議会定例会一般質問について、を教育総務課長より説明願います。

#### 教育総務課長

今回の一般質問の通告では教育委員会関連で、佐野統康議員と渡辺議員、渋谷議員、佐々木議員、高橋議員および重信議員より質問がありました。その概要についてご報告します。

まず、佐野統康議員から、市民プールの活用についての質問がありました。市民プールは今年度の利用者数も増加しており、毎年7、8月の2か月間で約5,000人が利用する唯一の公のプールのため、必要な修繕を行いながら継続していく旨を答弁しました。

次に、渡辺議員より新給食センターと不審者情報についての質問がありました。

はじめに、新給食センターの衛生管理に関しては、調理員も充足しており、夏休み中のデモ調理から現在まで、安全に給食が提供されている事、民間利用に関して、学校給食への影響が無いよう、事業者側に管理責任者を配置している旨をお答えしました。次に、建設費と運営経費についてですが、建設費で民間利用を考慮したことにより約4,000万円の増額となり、これらは民間利用の年間使用料と貸付料により回収予定であることをお答えしました。経費面については、調理に関する人件費や委託料に関して、旧センターの場合と比べて新センターでは56.0万円の節減となっている事をお答えしました。国からの補助金に関しては国の補助金と有効利用に伴う国庫納付金の差し引き約1億4,790万円が国からの支援であること、現在、有効利用に向けた国の承認手続き中であることを答弁しました。

次に、不審者情報に関して、各学校、警察などから不審者情報が入った場合、総務課から緊急メールを配信するとともに、学校へも学校教育課からメール配信し、子どもたちの指導依頼をしています。また、不審者対策として、毎年春に訓練を実施している事、市内に158軒あるこども110番の家に助けを求めるよう指導し

たり、保護者・地域の協力による登下校の見守り体制を作っている旨を答弁しました。

次に、渋谷議員、高橋議員、重信議員から学校のクーラー設置についての質問がありました。今年の猛暑を受け、国も緊急の課題として補助金の予算を増額して取り組む方針であること、市では各学校の聞き取り調査と教室の温度測定を行った結果、全小学校から3階普通教室への設置要望が高かったこと等から、平成31年度は小学校の3階普通教室37室と音楽室、図書室などの特別教室11室、中学校の図書室2室の計50教室に設置を検討している旨を答弁しました。また、仮に、現在未設置の小中学校全ての教室に設置した場合のコストは、約6億5千3百万円、全教室の年間電気料金は約3,800万円が見込まれるものとお答えしました。

次に、佐々木議員より、児童虐待防止対策に関する質問がありました。まず、虐待の通告件数ですが、平成29年度は70件で、3年間で約3倍に増加しており、市の体制として、保健師や社会福祉士と協力しながら対応している事、また、児童相談所や警察などの専門機関と連携した一時保護にも対応できるよう、専門性向上に向けた研修等を行う旨をお答えしました。また、見附市子ども支援対策地域協議会の役割については、虐待事案の発生時、家庭の生活状況や虐待の事実把握等を行い子どものニーズに即した支援計画を作成し、これらの情報を保育園・学校と共有し、協力体制の構築に努めている旨を答弁しました。

次に、高橋議員と重信議員より、ブロック塀の安全点検についての質問がありました。大阪府高槻市の事故を受け、市では学校施設のブロック塀の点検を直ちに行ったこと、また、国からの依頼に基づき、詳細な調査を行い、学校における安全性を確認した事、私立保育園1園で法に適合しないブロック塀を確認し、補強工事を行ったことをお答えしました。通学路については、国が作成した緊急合同点検実施要領に基づき、通学路の安全対策を講ずることとし、各校で危険個所の抽出作業を

進めている旨を、民家等のブロック塀については、各コミュニティと市職員による調査により、130か所の危険と思われる塀を把握しました。現在、専門家による詳細な調査を行い、法に不適合なブロック塀の洗い出しを行っています。また、法に不適合であったり、老朽化が著しい、道路等に面したブロック塀について、撤去や補修にかかる経費の一部を市が補助する制度を創設し、10月から補助金の受付を開始したい旨を答弁しました。

次に、高橋議員より、子ども医療費助成についての質問がありました。まず、県内自治体の助成枠拡充に対する認識について、義務教育終了までの助成は公的な福祉施策であること、多子世帯に対する高校卒業までの助成は市の独自施策との認識である旨を答弁しました。

次に、県が助成枠を小学校卒業までに拡充することに伴い、更なる拡充に向けた要望を続けていく旨を、また、多子世帯としている高校生の医療費助成については、経済的負担軽減の施策として、子育て世代のニーズに対応したその他の施策とともに子育て環境の整備を行う旨を答弁しました。

次に、重信議員より、老朽化した校舎の調査に関する質問がありました。現在、市内の小・中・特別支援学校を対象とした法定点検と劣化状況調査を実施しており、この調査結果をもとに、学校施設長寿命化計画を策定し、計画的な施設整備を行っていく旨を答弁しました。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

小 林 委 員

市議会の質問事項の中で冷房設置について、普通教室など50教室に設置を予定していると説明されたとのことですが、全体の教室数からすると割合的にはどの位

の設置率になるのですか。

教育総務課長

今現在、市内小中学校の教室数は295教室あります。その内、普通教室が138教室、特別教室が157教室で特別教室が過半数を占めています。平成31年度整備予定と今まで整備してきた設置数を合算すると、普通教室では138教室中57教室で設置率41.3%、特別教室では157教室中47教室で設置率29.9%で全体の設置率は35.3%になる予定です。

小林委員

31年度以降も段階的ではあると思いますが、着々と冷房設置を進めて行くという方針なのですか。

教育総務課長

7月の猛暑を受けて、各学校にアンケート調査や温度測定をするなど聞き取り調査も行いました。その結果では、小学校については一番に優先するところは、3階の普通教室という結果になりました。その他にもこれは当初からの方針ですが、全ての小中学校の音楽室及び図書室には冷房を設置するという事は順次進めて行きます。また、二番目に優先するところについても、各学校に聞き取りを行っているところではありますが、現段階では31年度の50教室が方針として固まっているところです。

教 育 長

よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に移ります。

報告3.教育委員会の点検及び評価について、を教育総務課長より説明願います。

## 教育総務課長

教育委員会の点検、評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づいて、市議会に提出し、公表することになっています。この度、平成29年度の教育委員会の点検及び評価を作成いたしましたので、その概要について、教育総務課長補佐が説明いたします。

## 教育総務課長補佐

毎年実施しております「教育委員会の点検及び評価」の報告書についてご説明いたします。

報告書の2ページをご覧ください。教育委員会の点検及び評価は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて、教育委員会が行う事務、事業の、管理及び執行の状況について点検と評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。

また、点検及び評価を行うに当たっては、3ページに記載のあります、AからDまでの自己評価を教育委員会で行い、さらに、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされていることから、同ページに記載の方々に第三者評価委員としてご意見を頂戴して、最終的な評価を行いました。今年の第三者評価委員会は、8月21日に行っております。

次に、4ページの「見附市の教育概要図」をご覧ください。

基本理念であります、「ふるさと見附を愛する子どもたちの育成を目指します」「世に役立つことを喜びとする子どもの育成を目指します」の下、4つの基本方針、そのもとに推進する9つの基本施策と、33の主要施策に分類され、主要事業が実施されています。点検と評価では、この主要施策のレベルを点検評価の対象としています。

次に5ページの「評価一覧」をご覧ください。

今回の評価対象を一覧にしたもので、評価を行った主要施策が緑の箇所です。その右側には評価シートの番号と評価結果を6ページに渡って記載してあります。

次に、7ページ以降、シートNo. 1から10の評価シートについて、本日は個々の内容についての説明は省略させていただきますが、例えば、シートNo.1をご覧ください。

基本施策1「仕事と子育てが両立できる環境の整備」における主要施策「(2) 放課後児童クラブの整備など、児童を取り巻く環境の充実」の評価シートです。施策の目的や、目標、執行の状況及び成果、そして裏面には、今後の方針等についてを担当課が記載し、一番最後の欄には第三者評価委員会からのご意見を掲載しています。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

小 林 委 員

毎年、評価については概ねA評価またはB評価になっていますが、この評価をすすめる過程において、どのような議論がなされているのですか。

教育総務課長補佐

評価にあたり、まずは教育委員会担当課が自己評価をし、担当の自己評価に対して、第三者評価委員の皆様から最終的な評価をしていただくわけですが、担当の自己評価については、主観によるところが大きいと思いますが、傾向的に申し上げますと、各担当の自己評価はかなり厳しくしているためか、どちらかと言えば、第三者評価委員会で評価が1ランク上がったという事業が3事業ほどありました。

教育部長兼こども課長

基本的には、「教育委員会の点検及び評価」と同じように見附市では「事務事業



評価制度」を実施しております、これも「教育委員会の点検及び評価」と同様に、第三者の方から事業評価をしていただいております。両事業ともに、目的、目標値を設定しまして、とりわけ目標値にどれだけ近づけたのか、あるいは、クリアできたのかということの評価の判断のひとつの目安としています。基本的に目標値をクリアできていれば概ね「B評価」、目標値をクリアし、なお発展している事業については「A評価」というふうに評価についてはご理解いただければと思います。

#### 齋藤委員

個別の事業でお聞きします。資料7ページの「仕事と子育てが両立できる環境の整備」の放課後児童クラブの件ですが、教育総合会議の場でも発言させていただきましたが、児童クラブと学校が連絡を密にし、情報を共有することは極めて大事なことだと思います。ただ、今後の方針等の中で、情報共有の場を設けていくということは、現在ではそのような取り組みをしていないということですか。または一部のところでしかしていないということですか。

#### 教育部長兼こども課長

学校と児童クラブによって、連携に対する温度差があったということでありまして、昨年から各クラブの指導員の方からお集まりいただいて、各クラブの情報交換会を毎年実施しております。今年も来月に「学校と児童クラブの情報共有、連携について」というテーマとして取り上げます。

例えば、先日の台風の時に給食後、児童を下校させたことがありますが、このような時に、児童クラブも休みにするのか、それとも両親が共働きで急な休校に対応できない場合の受け皿として、児童クラブを開設するのか等、そのあたりの情報交換を行っていく必要があると思います。さきほど各クラブ、学校間で温度差があるということは、懸念材料になりますので、市内全ての児童クラブが一律な対応ができるように連携を進めて行く必要があると感じています。

## 齋藤委員

組織的な連携はわかりましたが、児童一人ひとりの細かい部分での情報共有はなされていないということですか。

## 教育部長兼こども課長

とりわけ、発達障害などの児童については、その症状がわからないと、どのように対応するべきかの判断が難しい状況です。ただ、その反面、個人情報をごくまで伝えて良いものなのかについては迷うところもあり、今後も検討していかなければならないものと思っております。

## 齋藤委員

学校と児童クラブの情報共有や連携は、先ほども言いましたが、極めて重要だと思っております。子どもにとってはある意味では、学校も児童クラブも学校的な要素があると思います。その中で学校の先生と児童クラブの指導員が子どもたちとの関わり方に違いがあると、子どもたちは落ち着くことができず、何かあった時にパニック状態になるなどマイナス的な行動がみられる時があるので、情報交換、情報共有はしっかりとしてほしいと思います。それが子どもにとっても素晴らしい教育効果があるので、是非お願いしたいと思います。

もう1つお聞きします。資料11ページの「確かな学力定着と学力向上」の「師がく」についてですが、受講生151人は管理職を除いた全員が対象者ということで良いでしょうか。

## 学校教育課長

基本的には管理職を除いた全員が対象者ということですが、中には例外的な教員もいます。例えば新採用の教員については県での新採用職員研修もあり、それ以外に「師がく」の研修も加えればかなりの負担になるということで例外扱いにしています。その他にも管理職ではありませんが、実際に授業をすることが少ない教務主

任についても各学校の事情に応じて例外にしている場合もあります。

#### 齋藤委員

なぜ、このような話をしたかと申しますと、以前にもお話したことがあるかもしれませんが、若い教員には回数を決めるのではなく、もっと多くの研修の機会を提供すべきだと思いますし、逆に50歳以上のベテラン教員については状況に応じて出席する等、一律に一人何回とするよりも、もっと若い教員に研修を受けてもらった方が見附の教育のためには良いのではないかと思い発言したところです。

#### 学校教育課長

ご指摘のとおり、若い教員には研修の機会が多くあればあるほど教員としての力は伸びていくのだと思います。ただ、研修はこの「師がく」だけではなく、校内の様々な研修にも積極的に参加してもらうなどの機会を確保しているところです。

一方、ベテラン教員についてですが、一律にベテランであるから指導力が優れているということではないと思いますので、ベテランには自らの指導方法の固定概念にとらわれず、研修会に積極的に参加していただき指導能力の向上に努めてほしいと思っております。

#### 齋藤委員

もう1つお聞きします。資料17ページの「健やかな体の育成と体力向上」のところの小児生活習慣病のところですが、予防検診で平成28年度であれば小学校122名、平成29年度であれば小学校133人というふうに、これだけ多くの児童が、個別指導対象者になっているということに大変驚いたのですが、個々により違うと思いますが、多くの原因はどういったものなのですか。

#### こども課長補佐

腹囲や血液検査などその理由は様々ですが、腹囲が原因で個別指導対象者になっている児童・生徒が多いと思います。

教育部長兼こども課長

やはり、腹囲は増えている状況です。基本的に要指導の「服薬」など、項目によっては生活習慣をすぐに改善できるものもあれば、時間をかけていかないと改善がみられないものがあります。ただ、一般的にここ数年で7割くらいの子どもたちは改善状況がみられます。

逆に課題とすれば、個別指導を行っていても親御さんが医療機関に子どもを受診に連れて行かないケースも見受けられるので、今後、どのように受診を勧めていくのか等、保健師と検討、調整しているところです。

齋藤委員

小学生などの子どもたちにも糖尿病予備軍の子どもがいると聞きますが、実際にそのような子どもはいるのですか。

こども課長補佐

そのような傾向のある子どもはいますが、糖尿病なのかどうかについては、この検査だけでわかるものではありません。

齋藤委員

血液検査でわかるのではないですか。

教育部長兼こども課長

すべて血液検査でわかる項目ではありません。

むしろ心配な点として、肥満度の問題で言えば、これは主に中学生の話ですが、BMIの数値では、むしろ太った肥満ではなく「痩せ型」生徒がかなり男女とも占めています。年頃なので絶食など過度なダイエット等によるものが原因かもしれません。

逆にいわゆる「ぼっちゃり型」の肥満の児童については、お菓子やファストフードを食べすぎないようにするなどの指導をしているところです。

教 育 長

よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

教 育 長

次に移ります。

日程第3、議第55号 見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、を議題といたします。教育部長に説明を求めます。

教育部長兼こども課長

4ページをお願いします。

議第55号 見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の指定について説明致します。

最初に、本案改正の理由ですが、この要綱で定めてございます「学童保育」は、主に日中に保護者が家庭にいない児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る保育事業の通称として、仕事と子育ての両立を支援しております。

このたびの主たる要綱の改正は、年々右肩上がりとなっております保護者の学童保育へのニーズに対し、限りある受け皿の中で、ご家庭の事情をより正確に把握し、真に保育の必要性の高いご家庭を優先して、受入れを決定するため、この要綱で定めております別記様式を記載のとおり改めるものでございます。

なお、このたびの改正は、学童保育を必要としている保護者に、必要な支援が確実に行き届くよう対応するため、行うものであることをお伝え致します。

改正箇所について説明致します。

第5条及び同条の別記様式第1号・2号様式に規定しております「放課後児童クラブ入会承認・不承認通知書」の名称中、「不承認通知書」を保護者の心情に配慮し、「保留通知書」に、記載内容の「承認しない」を「保留する」に改めてございます。

また、第4条に定めてございます「放課後児童クラブ入会申込書」別記様式第1号の裏面に記載の、「同居している祖父母の状況」の欄に加えて、「同居を除く市内在住の祖父母の状況」欄を、そして、特に配慮して欲しい事情などが記載出来るよう特記事項欄を新たに設け、入会申し込みの際の審査性を高めることとしております。

附則と致しまして、この要綱の施行期日を平成30年10月1日からと定めてございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これにて平成30年第6回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

14時42分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び  
議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

長谷川 若司

議事録署名委員

齋藤 義章

